

### 3 議題（3）次期地域公共交通計画の策定にかかる調査委託業務について

- |                            |       |
|----------------------------|-------|
| 1 次期地域公共交通計画の調査内容について      | ・・・P1 |
| 2 次期地域公共交通計画策定スケジュール       | ・・・P2 |
| (参考) 地域公共交通計画とは            | ・・・P3 |
| (参考) 地域公共交通協働トライアル推進事業について | ・・・P4 |

## 次期地域公共交通計画の策定について(佐世保市・佐々町)

### 【計画で目指す姿】

あらゆる交通モードにおける **地域の関係者の連携・協働** = 「共創」を通じ、**利便性・持続可能性・生産性**が向上するよう、**地域公共交通ネットワークを再構築** = 「リ・デザイン」する。

### 調査のポイント

・都市計画等関連計画との整合・連携

・あらゆる交通モードとの連携及び広域的な運行体系の構築

・実施計画の策定を見据えた計画策定

#### ①交通ネットワーク体系の検討

・利用状況の調査・分析、路線維持にかかる方針の検討（運転士不足への対応、運行の効率化）、経営シミュレーション、営業所、交通結節点の検討、事業者協議支援

#### ②交通資産の取扱いについての検討

・旧市交通局資産（建物・土地）の取扱いについての検討

#### ③交通不便地区対策の検討

・新たな地区の選定及び現状分析、収支分析、既存実施地区の現状分析と評価、**地域主体事業運営の検討**

#### ④新たな交通モードの検討（輸送資源の雄動員）

・**自家用有償運送、その他の方策**についての検討

#### ⑤既存及び新たな交通モード間における連携策の検討

・鉄道、バス、航路、デマンドタクシー、自家用有償運送等の**連携策**についての検討（**バスと鉄道等の通し運賃等**）

#### ⑥共創による異業種事業間連携の可能性についての検討

・共創による異業種間連携の可能性についての検討

#### ⑦公共交通機関の利用促進及び需要創造策の検討

・潜在需要調査の企画・実施・分析、利用促進・需要創造策の検討、デマンドタクシーへのMaaS導入についての検討

#### ⑧計画達成状況の評価・分析方法及び改善の反映方法についての検討

・計画達成状況の評価・分析方法及び改善の反映方法についての検討

その他、

・西九州自動車道等を利用した速達運行路線

・連節バス等の導入

・宇久観光バス(株)路線【佐世保市】

・町内循環バスの導入【佐々町】

等を調査・検討予定

# 次期地域公共交通計画策定スケジュールについて

令和5年度～令和6年度（令和7年度計画開始予定）

項目		令和5年度				令和6年度										令和7年度	
		4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月～3月	4月	
現計画（網形成計画）の変更					↔												
地域公共交通計画	調査事業 （契約事務）	業者選定 プロポーザル選考	↔														
		業者決定	↔														
		契約（調査）期間		↔ R 5.7月 ~ R 6.3													
		業務完了 （計画素案の提出）				↔											
	調査事業への補助 （申請事務）	申請	↔														
		交付決定	↔														
		交付確定				↔											
	現状整理・上位関連計画の整理					↔											
	次期計画案の検討						↔										
	住民利用者等の意見反映（パブコメ等）												↔				
計画の決定・国との調整														↔			
計画策定															↔		
計画開始																↔	
法定協議会の開催			↔								↔			↔		↔	
地域公共交通利便増進計画等 （実施計画）	調査事業 （契約事務）	業者選定						↔									
		契約（調査）期間							↔ R 6.6月 ~ R 6.11月								
		業務完了 （計画案の提出）											↔				
	調査事業への補助 （申請事務）	申請						↔									
		交付決定						↔									
		交付確定														↔	
	住民利用者等の意見反映（パブコメ等）													↔			
	計画の決定・国との調整													↔			
	計画策定														↔		
	計画開始															↔	
法定協議会の開催									↔				↔		↔		

## 地域公共交通計画とは

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年11月改正）に基づき、地方公共団体が作成する「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープラン。
- 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成するよう努めなければならない。

### 計画のポイント

- ◆ まちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保
  - ・コンパクトシティ等のまちづくり施策との一体的推進
  - ・観光客の移動手段の確保等、観光振興施策との連携
- ◆ 地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保
  - ・公共交通をネットワークとして捉え、幹線・支線の役割分担の明確化
  - ・ダイヤや運賃等のサービス面の改善による利用者の利便性向上
- ◆ 地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ
  - ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）を最大限活用
  - ・MaaSの導入等、新たな技術を活用した利用者の利便性向上
- ◆ 住民の協力を含む関係者の連携
  - ・法定協議会を設置し、住民や交通事業者等の地域の関係者と協議
  - ⇒ 地域の移動ニーズに合わせて、地域が自らデザインする交通へ



- ◆ 利用者数、収支、行政負担額などの定量的な目標の設定と毎年度の評価・分析等の努力義務化 ⇒ データに基づくPDCAを強化

### 地域旅客運送サービス

#### 公共交通機関



鉄軌道



路線バス



旅客船



コミュニティバス



デマンド交通



乗用タクシー



自家用有償旅客運送



福祉輸送、スクールバス、病院・商業施設等の送迎サービスなど



## 4.地域公共交通協働トライアル推進事業

## 趣旨

- 平成26年に改正された地域公共交通活性化再生法に基づき、市町村を中心に地域公共交通網形成計画の策定が進む（平成29年度末までに410件）一方で、都道府県の主導による交通圏全体を見据えた網形成計画の策定は、一部の先進的な地域に限られている。
- 地域公共交通を巡る環境が厳しさを増しているとともに、地域住民の広域的な移動ニーズ、災害の広域化、長大鉄道路線の廃止等を踏まえ、これまで以上に広域的な地域公共交通ネットワークが重要となっている。
- このため、都道府県と複数の市町村を構成員に含む協議会が主体となった協働による取組に対し、計画策定やバス等の運行への支援の特例措置により、インセンティブを付与して後押しすることで、交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現を目指す。

## 概要

## 1. 地域公共交通調査等事業の特例

- 地域公共交通網形成計画の策定への支援について補助上限額を緩和

平成30年度	平成31年度～
補助率 1/2（上限1,000万円）	都道府県及び複数の市町村を構成員に含む法定協議会 補助率1/2（上限1,500万円）（※）
	上記以外（単独市町村等） 補助率1/2（上限500万円）

※以下の要件を満たす網形成計画の策定を支援。

- ①公共交通の利用者数、収支率に加え、広域移動手段の確保、地域内交通と地域間交通との円滑な接続の確保等の観点からの目標値その他の定量的な目標値を記載
- ②交通圏全体で、利用者の利便性を向上し、効果的・効率的な地域公共交通ネットワークの実現を図るため、地域公共交通ネットワークの再構築や、地方公共団体と交通事業者との役割分担の見直しについて検討し、路線等ごとの役割や運営のあり方を明確に記載
- ③都道府県及び複数の市町村の協働に関わる、組織・体制、費用負担その他の具体的な事項を記載

⇒交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた計画を策定・推進

## 2. 地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統、地域内フィーダー系統）の特例

- 1. の要件を満たす網形成計画を策定した法定協議会に対し、インセンティブを付与

## (1) 地域内フィーダー系統

【原則】・市町村毎に設定する補助上限額の範囲内とする。

【特例】・3年間に限り、網形成計画の対象区域内の複数の市町村について、市町村毎に設定する補助上限額（原則と同様）の合計額の範囲内で、法定協議会に対し補助金を交付し、柔軟に配分。

<イメージ>

	原則			特例
	A市	B市	C町	交通圏（A市・B市・C町）
上限額	100	50	50	200
補助申請額	120	50	10	180
交付額	100	50	10	180

## (2) 地域間幹線系統

・3年間に限り、みなし運行回数によるカット措置を適用除外とする。（過去に補助対象となっていない系統に限る。）

⇒複数市町村にまたがる交通圏全体を見据え、幹線交通とフィーダー交通との最適な組合せを柔軟に検証